

令和 8 年度

浄水委第 2 1 号

配水池・調整池点検及び清掃業務

特 記 仕 様 書

五所川原市上下水道部
水道課 浄水管理室

第1条（適用）

本仕様書は、五所川原市長（以下「発注者」という。）が委託する表題の業務に適用する。

第2条（目的）

水道施設の衛生環境を維持するため、専門業者に配水池等の点検及び清掃を委託するものである。

第3条（法令等の順守）

- 1) 受注者は、本業務の実施に当たり関係する法令、条例、規則等（以下「関係法令等」という。）を順守する。
- 2) 受注者は、資格等（資格、検定、認定等）を必要とする作業は、当該有資格者に行わせるものとする。

※「関係法令等」とは、高気圧作業安全衛生規則、高圧ガス保安法、水道法、騒音規制法、電気事業法、電波法、電気通信事業法、道路交通法、道路法、労働安全衛生法、労働基準法、その他関係する法令、条例及び規則をいう。

第4条（基本事項）

- 1) 本業務は、契約書、本仕様書及び図面に基づいて行うこと。
- 2) 本仕様書及び図面に明示されていない事項であっても、業務の性格上、当然必要なものは施行する。
- 3) 本仕様書等に疑義がある場合は、発注者と受注者の協議によってこれを決定する。

第5条（担当職員）

担当職員は必要に応じ業務の履行に立合い、受注者に対し指示を行うことができる。

第6条（安全管理）

- 1) 受注者は、関係法令等を遵守し労働災害、公衆災害等の防止に必要な措置を講じ、常に安全管理に努める。
- 2) 受注者は、酸素欠乏危険箇所及び薬液等の漏洩が予想される箇所、高所・地下並びに道路上での作業、その他特に危険が予想される箇所では事故防止に努める。
- 3) 受注者は、火気を使用する場合、十分な防火措置を講じる。
- 4) 本業務は潜水作業であることから、安全管理上、作業責任者は潜水土資格を有し、且つ現場管理業務経験の豊富な者を選任すること。
- 5) 緊急事態が発生した場合に対応出来るよう、潜水土は2名以上常駐させることとする。
- 6) 潜水土への送気には、高気圧作業安全衛生規則に定める予備空気槽を設けること。
- 7) 潜水機材は、適切な整備を施された物を使用すること。また、作業前に始業前点検を実施し、安全に留意すること。
- 8) 潜水作業にあたっては、流出部に安全柵等の流出防止対策を施すこと。

第7条（衛生管理）

- 1) 受注者は、水道施設構内又はその付近での業務の実施に当たって、水道法等関係法令を順守し、衛生管理に十分注意する。
- 2) 作業従事者は、作業前までに腸内細菌検査成績表（赤痢菌、腸チフス菌・パラチフスA菌、腸管出血性大腸菌0157、コピー可）を提出すること。なお、検査表の有効期限は6ヶ月とし、作業中に有効期限を超える場合は再提出すること。
- 3) 配水池等の内部で使用する機材及び潜水作業員は、作業直前に消毒すること。
- 4) 配水池等の内部が、油、埃等により汚濁しないよう留意すること。
- 5) 堆積物は原則、現場内の側溝等へ排出することとし、それ以外の場合は別途考慮する。

第8条（作業時間）

本仕様書の作業時間は、発注者の規定に従うこと。ただし、時間外作業を行う場合は、事前に発注者の承認を得るものとする。

第 9 条（業務計画書）

受注者は、点検及び清掃を実施するにあたり、事前に次の事項を記載した業務計画書を提出すること。

- 1）業務概要
- 2）現場組織（職務分担、緊急連絡体制等）
- 3）業務計画（点検及び清掃の方法、実施工程等）

第 10 条（履行期限）

本業務の履行期限は、令和 8 年 12 月 10 日までとする。

第 11 条（事故及び機器の不具合）

本業務実施時期及び終了後、受注者の責任に帰する事故及び機器の不具合については、受注者の責任と負担によりすみやかに処置し、担当職員の確認を得ること。ただし、責任の所在が明確でない場合は、その都度、発注者と受注者との協議のうえ決定する。

第 12 条（業務報告書及び業務写真帳）

本業務終了後、業務報告書及び業務写真帳を 1 部提出すること。また、業務写真帳は作業前、作業中、作業後が比較出来るように整理すること。

以上

配水池・調整池点検及び清掃業務

1. 業務概要

水道施設の衛生環境を維持するため、配水池等の点検及び清掃を委託するものである。

2. 業務内容

断水が不可能な配水池・調整池において、潜水土による内部の点検及び清掃を行う。

1) 配水池内部点検

(1) 堆積物の状況調査

(2) 構造物の劣化状況調査

2) 配水池内部清掃

(1) 吸引機材による、底面堆積物の除去

(2) その他、壁面・構造物の付着物の清掃

3) 報告書、写真帳の作成

※堆積物は3cm以下を想定しているが、それ以上であった場合も可能な限り除去すること。

3. 業務対象箇所

対象施設一覧表

〈配水施設〉	容量	有効高	底面積	住所
1 七和配水池（2池）	5,980m ³	6.1m	490.0m ²	五所川原市大字原子字山元286-5外
2 七和調整池	131m ³	4.3m	30.5m ²	五所川原市大字前田野目字鞠ノ澤48-30
3 玉清水調整池	385m ³	2.5m	153.8m ²	五所川原市大字金山字千代鶴27-105外
4 嘉瀬配水池	664m ³	2.9m	229.5m ²	五所川原市金木町嘉瀬端山崎267-483
5 大東ヶ丘配水池	1,100m ³	9.7m	113.0m ²	五所川原市金木町芦野363-173

4. その他

1) 配水池等の点検及び清掃は、水質汚濁や水量不足等、配水に影響が出ないように行うこと。

2) 側溝等、排水先の確認を行い、詰まりによるあふれ等が起こらないようにすること。

3) 作業用電力及び作業用水は、原則として受注者が用意することとするが、必要があった場合、発注者と協議の上、既存設備を使用してよいものとする。